

## 飼養衛生管理者の選任と報告についてのお願い

- 家畜伝染病予防法が改正され、令和2年7月1日に全ての家畜の所有者※の皆様に、衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者」の選任が義務付けられます。

※ 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を1頭（羽）以上所有する者（ペット、研究用、公開用等を含む）

- 飼養衛生管理者とは・・・農場の飼養衛生管理の責任者です。

### 「飼養衛生管理者」の役割

- ① 衛生管理区域に出入りする者の管理（チェック・指導等）  
飼養衛生管理基準を遵守しているかチェックし、遵守していない場合には指導する。
- ② 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等  
研修会の参加等によって飼養衛生管理への理解を深め、従業員等に伝達・共有する。
- ③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応  
今後、国・都道府県において、飼養衛生管理者のメーリングリストを構築し、これを活用して家畜衛生に関する情報を提供します。

## 報告のお願い（期限：令和2年5月31日）

飼養衛生管理者を選任し、その情報をご報告ください。

メールでの報告（推奨）	FAXまたは郵送での報告
ge37@pref.shiga.lg.jp あてに 次ページの項目を報告してください。 家保ホームページにも様式とアドレスを 掲載しています。 ⇒「滋賀県 家畜保健衛生所」で <input type="button" value="検索"/>	次ページの様式で報告してください。 下記以外の地域から →本所あて 大津市、長浜市、高島市 →北西部支所 あて

★ ご不明な点は家保までお問い合わせください。

滋賀県家畜保健衛生所

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

北西部支所

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

【家保本所 FAX：0748-37-4821】あて：下記以外の地域の方  
【家保北西部支所 FAX：0740-22-6681】あて：大津市、長浜市、高島市の方

## 飼養衛生管理者の報告

〆切：5月31日

- 普段から衛生管理区域の管理を行っている者の中から選任してください。離れた場所に複数農場を所有している場合は、農場（衛生管理区域）ごとに選任してください。（判断に迷う場合はご相談ください）
- メールアドレスは必ずご記入ください。管理者自身がお持ちでなければ、ご家族のアドレス、農場の代表アドレスでも構いません。

農場名	
農場住所	
飼養衛生管理者の氏名	
住所 ※農場等の住所可	
電話番号 ※農場等の代表番号可	
<b>メールアドレス【必須】</b>	

以下、複数の飼養衛生管理区域について同時に報告する場合にご使用ください。

農場名	
農場住所	
飼養衛生管理者の氏名	
住所 ※農場等の住所可	
電話番号 ※農場等の代表番号可	
<b>メールアドレス【必須】</b>	

農場名	
農場住所	
飼養衛生管理者の氏名	
住所 ※農場等の住所可	
電話番号 ※農場等の代表番号可	
<b>メールアドレス【必須】</b>	